

## 意見書

東経企営第 09-120 号  
平成 21 年 11 月 26 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8019  
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅく  
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号  
(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ  
氏 名 東日本電信電話株式会社  
えべ つとむ  
代表取締役社長 江部 努

電気通信事業法施行規則等の一部改正に関し、別紙のとおり意見を提出いたします。

【本提出書に関する連絡先】

電話番号  
FAX 番号

|  | 当社意見   |
|--|--|
| <p>FTTHサービスの屋内配線の指定設備化について</p> <p>指定告示<br/>第一条</p> | <p>■ 当社としては、屋内配線にはボトルネック性はなく、戸建て・マンション向けを問わず、第一種指定電気通信設備に該当しないと考えます。</p> <p>■ 仮に、今回当社の戸建て向けFTTHサービスの屋内配線を第一種指定電気通信設備として、具体的な接続条件を設定する場合には、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 屋内配線はお客様宅内にあり、お客様の支配下にあることから、屋内配線の撤去等お客様の意向に従わざるを得ないということ</li><li>② 屋内配線の転用については、提供形態や設置主体が様々であり、事業者によって仕様や工法も異なっていることから、接続ルールとして全事業者を対象にした統一的・画一的なルールの整備は困難であること</li><li>③ 現に、屋内配線の転用をご要望されているのはKDDI殿以外にいないことから、一般的なルールを整備するのではなく、実際に転用を要望されているKDDI殿との間で、お客様の意向を踏まえながら、柔軟かつ具体的な実現方法等を個別に調整することが現実的であること</li></ol> <p>という点に留意することが必要であると考えます。</p> <p>■ また、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成21年10月16日:以下、答申)にもあるように、相互に屋内配線を転用できることが重要であり、そのためには、転用を要望されるKDDI殿においても、当社の屋内配線と同等の仕様・施工レベルでの屋内配線の敷設や、光コンセント化を推進していただくとともに、その転用手続きや料金等の提供条件についても当社と同等としていただくことにより、当社の屋内配線だけが一方的に転用されるのではなく、実質的に相互に利用できるようにしていただく必要があると考えます。</p> |

|   | 当社意見   |
|---|--|
| <p>ドライカップのサブアンバンドルについて</p> <p>接続料規則<br/>           第四条 表中一<br/>           第十七条<br/>           第十七条の二</p>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ FTTRサービスで用いるドライカップを効率的に保守・運用するためには、常時上部区間を維持しておく必要があり、上部区間を使用していることから、下部区間だけをアンバンドルすることは適当でないと考えます。</li> <li>■ 仮に、今回の省令改正によりアンバンドルする場合でも、FTTR施設数は平成21年2月以降減少傾向にあり、現にFTTRでの接続を実施している事業者からは、FTTRでの接続形態は今年度中に廃止される意向であることから、他事業者の実需がなくなった場合には、速やかに省令改正を実施し、本機能をアンバンドル対象から除外していただきたいと考えます。</li> </ul>   |
| <p>WDM(波長分割多重)装置が設置されている中継ダークファイバのアンバンドルについて</p> <p>接続料規則<br/>           第四条 表中六</p> <p>情報開示告示<br/>           第一条 三項イ</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中継ダークファイバの空きがある区間については、他事業者は当該空き芯線を利用し自らWDM装置を設置することが可能であることから、貸出しルールの対象は中継ダークファイバの空きが無い区間のWDM装置に限定することが適当であると考えます。</li> <li>■ なお、WDM接続料の算定については、答申に記載のとおり、適正なコスト負担の観点から、当面は、個々の区間ごとに設定することとし、未利用波長について接続事業者が応分の負担をすることとなる「当該区間の『総利用波長数』に占める利用波長数の割合」を採用することが適当であると考えます。その際、当該インターフェースパッケージ部分については、接続事業者の要望に応じて当社が新たに設置し、当該事業者が占有するものであるため、その投資リスクを適正に負っていただく観点から、その費用については当該事業者が個別負担していただく必要があると考えます。</li> </ul> |